

平成19年度 島根県公営企業（法非適）経営健全化審査意見書

平成20年11月11日

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22第1項の規定に基づき審査に付された次の会計に係る平成19年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施した。

島根県立中海水中貯木場特別会計

島根県臨港地域整備特別会計

島根県流域下水道特別会計

2 審査の方法

審査に当たっては、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計及び島根県流域下水道特別会計の平成19年度決算書並びに関係資料の提出を求め点検・照合を行うなど慎重に審査を行った。

3 審査の結果

審査に付された島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計及び島根県流域下水道特別会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

4 会計別の資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
島根県立中海水中貯木場特別会計	- % (資金不足なし)	20%
島根県臨港地域整備特別会計	- % (資金不足なし)	
島根県流域下水道特別会計	- % (資金不足なし)	